

自動車に関する税制の在り方の適切な検討を求める意見書

脱炭素社会を目指す政府の方針に伴い、自動車業界においてはEVやFCEVなどのエコカーが普及する反面、従来のガソリン車が年々減少し、これまでの揮発油税や軽油引取税といった税制の在り方について見直しが必要となってきた。

そうした中、本年10月26日に開催された政府の第20回税制調査会において「走行距離税の導入」が提案され、これから本格的な議論がなされようとしているが、県民はもとより地方に住む人々の足として欠かせない自動車に関する税制の見直しについては慎重な対応が求められている。

これまで課されていた揮発油税等については二重課税の問題点も指摘されている中、欧米に比べ格段に高い高速道路の通行利用料が走行距離税の側面に近いとも指摘されており、二重負担の状況になりかねない懸念も示されている。

大都市に比べ極端に公共交通手段が限定されている地方生活者にとって、税制の見直しによる負担増は地方の社会経済活動を後退させ、人口減少に拍車を掛ける恐れがある。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 自動車に関する税制について、現行の自動車税、軽自動車税及び自動車重量税、更には環境性能割も含めた抜本的な見直しの議論を進め、新たな負担が生じたり、税の公平性を損なわれることがないよう適切な制度を設計すること。
- 2 走行距離税の検討に当たっては、地方の高速道路を大都市で隅々まで整備された公共交通機関と同位に位置付け、地方高速道路料金の無料化または地方経済の活性化を促す低料金への改定を併せて議論すること。
- 3 税制調査会における自動車に関する税制の議論に際しては、地方の声に真摯に向き合い、改正あるいは制度導入に当たっては地方の理解を十分に得ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月21日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣 宛て
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣

福島県議会議長 渡辺義信